



## 法令等遵守の取り組みにより 公正かつ適正な業務運営に努めております。

### ■法令等遵守(コンプライアンス)の体制

「コンプライアンス」とは、法令やルールを厳格に遵守するとともに、社会的規範を全うすることをいいます。金融機関は、その社会的機能から公共性を求められており、高い倫理観と遵法精神を重視した経営が社会から望まれています。

このため当金庫は、法令等遵守を経営の最重要課題として位置づけ、その維持、向上に資するため、企業の行動指針を定めた「コンプライアンス基本方針（遠軽信用金庫行動綱領）」のほか、「コンプライアンス規程」及び「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、法令等遵守体制の充実に努めております。

さらに当金庫は、以下の諸施策を実施しています。

1. コンプライアンスの具体的な実践計画として、「コンプライアンス・プログラム」を毎年度、策定しております。
2. 役職員のコンプライアンス(倫理・服務及び法令等の遵守)の徹底を図るため、コンプライアンス委員会を組織し、コンプライアンスに関する事項を総合的に検討、計画及び評価しております。
3. 各営業店及び本部各グループ(以下「各本店」といいます。)にコンプライアンス責任者及び管理者を配置し、それぞれの役割を明確にしております。
4. コンプライアンス責任者及び管理者会議を開催し、コンプライアンスに関する問題について検討しております。
5. 各本店においては、研修会を実施し、コンプライアンス教育の強化を図っております。
6. 各本店は、四半期ごとにコンプライアンス実践状況をチェックしております。
7. 年2回コンプライアンス個人アンケートを実施し、各本店の職員自らが自己チェックを行っております。
8. 内部監査部門において、法令等遵守体制が機能しているかどうかについてチェックしております。
9. コンプライアンス違反があった場合には、速やかに各本店から事故・法令違反等に係る報告を求め、コンプライアンス委員会及び懲戒委員会を開催するなど、それに基づく適切な対策を講じ、再発防止に努めております。
10. 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力を断固として排除するため、「反社会的勢力に対する基本方針」を定めております。また、警察当局との連携を図るほか、全店の営業店長は、北海道公安委員会に「不当要求防止責任者選任届」を提出し、定期的に同公安委員会主催の講習を受講しております。

これらのほか、金融商品の販売等に関する法律に基づく「金融商品に係る勧誘方針」及び保険業法施行規則に基づく「保険募集指針」を策定・公表し、金融商品や保険商品の販売等に際しては重要事項の説明を行うなど、適切な勧誘を行うよう徹底しております。

また、個人情報の保護に関する法律に基づき「個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）」を策定・公表し、個人情報の適切な保護に努めております。

当金庫は、今後も「コンプライアンス・マニュアル」等の内容を継続的に見直すとともに、関連部門間の連携及び役職員に対する教育を強化し、全役職員が一丸となってコンプライアンスに取り組んでまいります。

### ■コンプライアンス基本方針（遠軽信用金庫行動綱領）

(信用金庫の社会的使命と公共性の自覚と責任)

第1条 信用金庫のもつ社会的使命と公共性を常に自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行に努める。

(質の高い金融等サービスの提供と地域社会発展への貢献)

第2条 経済活動を支えるインフラとしての機能はもとより、創意と工夫を活かし、お客様本位の業務運営を通じて、お客様のニーズに応えるとともに、市民生活や企業活動に脅威を与えるテロ、サイバー攻撃、自然災害等に備え、セキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保などお客様の利益の適切な保護にも十分配慮した質の高い金融及び非金融サービスの提供等を通じて、地域経済・地域社会の発展に貢献する。

(法令やルールの厳格な遵守)

第3条 あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決してもとることのない、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。

(地域社会とのコミュニケーション)

第4条 経営等の情報を積極的、効率的かつ公正に開示し、広く地域社会とのコミュニケーションの充実に努める。また、信用金庫を取り巻く幅広いステークホルダーとの建設的な対話を通して、社会からの理解と信頼を確保し、自らの価値向上を図る。

(人権の尊重)

第5条 すべての人々の人権を尊重する。

(従業員の働き方、職場環境の充実)

第6条 従業員の多様性、人格、個性を尊重する働き方を実現する。また、健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を確保する。

(環境問題への取り組み)

第7条 資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取り組む。

(社会参画と発展への貢献)

第8条 信用金庫が社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会とともに歩む「良き企業市民」として、積極的に社会に参画し、その発展に貢献する。

(反社会的勢力との関係遮断、テロ等の脅威への対応)

第9条 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除し、関係遮断を徹底する。また、国際社会がテロ等の脅威に直面しているなかで、マネー・ロンダリング対策及びテロ資金供与対策の高度化に努める。

### ■反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、北海道暴力追放センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

### ■利益相反管理方針

当金庫は、信用金庫法及び金融商品取引法等を踏まえ、お客様との取引にあたり、本方針及び当金庫が定める庫内規則に基づき、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理（以下「利益相反管理」といいます。）し、もってお客様の利益を保護するとともに、お客様からの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

1. 当金庫は、当金庫がお客様と行う取引を対象として利益相反管理を行います。
2. 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
  - (1) 次に掲げる取引のうち、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引
    - ① 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様と行う取引
    - ② 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様と対立又は競合する相手と行う取引
    - ③ 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様から得た情報を不当に利用して行う取引
  - (2) ①から③のほか、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引
3. 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。
  - (1) 対象取引を行う部門とお客様との取引を行う部門を分離する方法
  - (2) 対象取引又はお客様との取引の条件又は方法を変更する方法
  - (3) 対象取引又はお客様との取引を中止する方法
  - (4) 対象取引に伴い、お客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客様に適切に開示する方法
4. 当金庫は、営業部門から独立した管理部門の設置及び責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理を一元的に行います。
 

また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令及び庫内規則等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。
5. 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性及び有効性について定期的に検証します。